

福祉サービス評価推進センターぐんま

設置規程

(設 置)

第1条 群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に福祉サービス評価推進センターぐんま（以下「推進センターぐんま」という。）を置く。

(目 的)

第2条 推進センターぐんまは、群馬県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」という。）の指針を定め、第三者評価の推進を行うとともに評価の信頼性の確保を図ることにより、群馬県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進センターぐんまは、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 福祉サービス共通の評価基準の策定・改定に関すること。
- (3) 評価結果の集約・公表に関すること。
- (4) 評価調査者の研修企画に関すること。
- (5) 第三者評価についての啓発活動に関すること。
- (6) 受審事業者に対する評価結果の相談に関すること。
- (7) 評価結果についての苦情に関すること。
- (8) その他、推進センターぐんまの目的達成に必要なこと。

(組 織)

第4条 推進センターぐんまに推進センターぐんま運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の下に、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 認証・公表専門委員会
- (2) 調査・研究専門委員会
- (3) 研修企画専門委員会

3 運営委員会及び各専門委員会の職務等については、別に定める。

(認 証)

第5条 第3条（1）の事業については、第三者評価機関の認証要綱を別に定める。

(共通評価基準の策定・改定)

第6条 第3条（2）の事業については、各種福祉サービスの共通評価基準を策定し、適宜改定を行うこととする。

(評価結果の集約・公表)

第7条 第3条(3)の事業については、評価機関から報告を受けた共通評価基準による評価結果を所定の様式に則りインターネットHP及び関係機関窓口等において公表する。

2 その他、評価結果の集約・公表についての必要な事項は別に定める。

(研修企画事業)

第8条 第3条(4)の事業については、次の各号に掲げる研修を行う。

- (1) 評価調査者の養成研修、フォローアップ研修。
- (2) 評価調査者の継続研修。
- (3) 評価機関の更新時研修。
- (4) その他、推進センター事業の目的達成に必要な研修。

2 研修事業について、必要な事項は別に定める。

(啓発事業)

第9条 第3条(5)の事業については、第三者評価事業を促進させることを目的とした各種啓発事業を行う。

(受審事業者の評価相談事業)

第10条 第3条(6)の事業については、受審事業者に対する相談事業を行う。

2 評価相談事業についての必要な事項は別に定める。

(評価結果の苦情解決)

第11条 第3条(7)の事業については、受審事業者からの評価機関への苦情に関する窓口を設け、苦情解決を行う。

2 苦情解決について必要な事項は別に定める。

(事務局)

第12条 推進センターぐんまの事務を行うため、県社協内に事務局を置く。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。